

池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備
基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

泉大津市

池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、貴重な歴史遺産である史跡池上曾根遺跡の価値を確実に未来に伝え、その保存活用を一層進めるために設置された史跡公園内の体験学習区域である池上曾根弥生学習館の体験の広場等を、地域の児童・生徒がさらに活用する場として整備することを目的に基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、委託業者の知見を活かした優れた提案を求めることから、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1)業務名称

池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備 基本・実施設計業務委託

(2)設計業務対象地の概要

①曾根町 1 丁目 212-1、213-8 約 2406 m²

②曾根町 1 丁目 95-3、449 約 647 m²

*別紙「設計対象範囲」参照

*いずれも史跡池上曾根遺跡に指定されている

(3)業務期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 14 日(金)まで

3. 見積上限額

金 9,867,000 円(消費税および地方消費税額を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、見積金額は、上記見積上限額の金額を超えてはならない。

4. 業務内容

「史跡池上曾根遺跡保存活用計画」(令和 3 年 3 月策定)及び「史跡池上曾根遺跡を未来に伝えるために一史跡池上曾根遺跡再整備計画」における方針との整合性を図った整備設計を検討し基本設計を作成する。さらに、設計条件の整備、諸施設、各種設備、植栽等について、史跡の保存、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性などの面から詳細検討を行い、工事発注のための実施設計をとりまとめる。

5.参加に関する条件等

応募者は、参加表明書提出期限(令和6年 7 月3日)において、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。なお、市と契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件の一つでも満たさなくなった場合は、原則として契約を締結しないものとする。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者を従事させることができること。
- (2) 過去 10年以内(平成26年4月 1 日から令和6年3月31 日まで)に同種業務(公園(3,000 m²以上)や、博物館、史跡公園、文化施設の整備に関する実施・詳細設計業務)または類似業務を受注し、業務完了した2件以上の実績を有し、確実に履行できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の許可決定または再生計画の許可決定がなされていること。
- (6) 国税または地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納していない者。
- (7) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例(平成 24 年泉大津市条例第 1 号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。

6.手続等

(1) 参加表明書等提出

「5. 参加に関する条件等」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記必要書類を提出すること。

① 提出書

A 参加表明書(様式 1)

B 資格確認調書(様式 2)

※泉大津市入札参加有資格者でない場合は、資格確認調書(様式 2)に替えて、下記の a~e の書類を全て提出すること。

a-登録証明書(複写可)

・営業上必要とする登録等の証明書で2次審査日(令和 6 年 8 月8日)から遡って 3 箇月以内に発行されたもの。

b-決算報告書(複写可)

- ・法人の場合は直前 1 年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの)
- ・個人の場合は直前 1 年分にかかる確定申告書及び計算書類一式(令和5年分で可)

c-登記簿謄本または身分証明書(複写可)

- ・法人の場合は登記簿謄本
- ・個人の場合は本籍地の市町村長が発行する身分証明書

d-納税証明書(国税)(複写可)

- ・直近 3 カ年分、申請日前 3 カ月以内に発行されたもの
(法人)納税証明書「その 3 の 3」法人税、消費税及び地方消費税
(個人)納税証明書「その 3 の 2」所得税、消費税及び地方消費税

e-納税証明書(都道府県税)(複写可)

- ・直前 3 カ年分、申請日前 3 カ月以内に発行されたもの
(法人)法人都道府県民税納税証明書
(法人・個人)事業税納税証明書
(※上記について未納及び滞納のないことを記載している証明書でも可)

C 公募型プロポーザル応募資格要件について(様式 3)

D 業務実績書(様式 4)

本業務の同種業務及び類似業務に関する実績を記入すること。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限る。

また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

②提出部数 各 1 部

③提出方法 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)により提出すること。

④提出期間 令和 6 年7月3日(水)(必着)

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分
まで

(2)企画提案書等提出

①提出書類

A 企画提案届出書(様式 5)

B 業務の実施体制(様式 6) A3 用紙で 1 枚

業務の取組み方針、取組み体制、実施工程、その他の業務実施上の配慮事項を記述する。

C 企画提案書(様式 7) A3 用紙で 5 枚以内

史跡池上曾根遺跡の本質的価値を体験学習にて伝えることを主軸に、市民の知的好奇心を刺激することができる考え方と方法及び、児童・生徒に配慮したデザインや表現について、計画対象地の空間イメージを提案すること。また、市民の意見を設計に取り入れるためのアンケート、ワークショップ等意見聴取の取組みを実施し、市民が整備に参加できる方法について提案すること。

※PR したいポイントや提案趣旨などを簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。

D 業務委託見積書(任意様式)

様式は任意とするが、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載す

ること。なお、「3. 見積上限額」に示す、限度金額を超える金額の場合は失格とする。

②書類作成の注意

- ・企画提案書及びその他の関連資料は様式6・7に基づき作成する。
- ・各様式で指示する用紙サイズ(片面印刷)とし、用紙の折り込みはしないものとする。
- ・印刷はカラーとしてもよい。
- ・A、Dを除き、B、C、の順番で1部ずつ、左上ホチキス綴りとする。なお、背表紙ならびにファイル等を付加したものは不可とする。
- ・A、Dは各1部提出すること。B、Cの綴りは6部提出すること。
- ・様式6・7の記載は、ヨコづかいとし、文字ポイント数は10pt以上とし、字体は任意とする。文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図を使用してもよい。また、余白や上部欄には記入しない。
- ・B～Dまでについては、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないこと。

③提出方法 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)により提出すること。

④提出期間 令和6年7月8日(月)から8月2日(金)まで(必着)

泉大津市役所の閉庁日を除く平日の午前8時45分から午後5時15分まで

(3)提出先 泉大津市教育委員会事務局教育部生涯学習課

(4)提出書類の留意事項

- ①提出された書類の修正または変更は認めない。
- ②提出された書類は返却しない。

(5)質疑の提出及び回答

- ①提出期間 令和6年6月19日(水)から6月26日(水)
- ②提出方法 質疑書(様式8)に記載し、電子メールに添付して、以下の電子メールアドレスに送付すること。なお、電子メールの件名は、【質疑:会社名】とすること。
- ③提出先 泉大津市教育委員会事務局教育部生涯学習課
E-mail アドレス bunkazai-i@city.izumiotsu.osaka.jp
- ④回答日 令和6年7月2日(火)
- ⑤回答方法 全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページにおいて掲示する。
質疑回答書は、実施要領等の追加または修正とみなす。

7. プロポーザル実施日程

項目	日程
ホームページへの公告	令和6年6月19日(水)

事業に関する質問の受付期限	令和6年6月26日(水)午後5時まで
事業に関する質問の回答	令和6年7月2日(火)
参加表明書等提出期限	令和6年7月3日(水)
企画提案書等の提出期限	令和6年8月2日(金)午後5時まで
1次審査結果通知	令和6年8月5日(月)
2次審査(プレゼンテーション)実施	令和6年8月8日(木)
委託候補者の選定	令和6年8月下旬頃
契約・委託開始	令和6年9月上旬頃

8. 委託候補者の選定等

(1) 選定者

「池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という)を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、委託候補者を選定する。なお、応募者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、委託候補者としない。

(2) 選定方法及び審査基準

① 1次審査

- ・1次審査として、参加表明書等に基づく参加資格要件審査と併せて業務実績、見積書に基づく審査を行い、1次審査合計点上位3者を1次審査通過者として選定する。
- ・1次審査の結果については、参加表明書に記載のある連絡先にE-mailにて通知する。

【1次審査基準】(共通)

審査項目(配点)	審査事項
1. 企業の実績 (100点)	同種業務実績、類似業務実績
2. 見積金額 (100点)	設計見積金額

② 2次審査

- ・企画提案書をもとに審査委員会が評価を行うため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。
- 1.) プレゼンテーション会場への入室は、3名までとする。うち1名は、本事業を受託した際に直接関わる担当者とする。

- 2.) プレゼンテーションの時間は、原則として 20 分以内とし、その後 20分程度のヒアリングを行う予定とする。プレゼンテーションの内容は、事業提案書についての説明とする。
- 3.) プレゼンテーションに使用する書類は、提出した企画提案書及びその他関連資料のみとし、資料の追加提出は認めない。ただし、審査委員会が必要であると認めたときはこの限りではない。
- 4.) プレゼンテーションは、マイクロソフトパワーポイントにより、会場内のスクリーンを使用してもよい。プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクターおよびスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は応募者において準備することとする。
- 5.) プレゼンテーションの実施日、実施時間および会場等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。
- 6.) プロポーザルは、審査委員会が審査し、後日速やかに、2次審査応募者にその結果を書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

【2次審査基準】

審査項目(配点)	審査事項
プレゼンテーション及びヒアリング (800点)	本事業への取組姿勢、考え方とコンセプト、空間イメージ、実施体制、提案の内容、池上曾根遺跡の価値を高める考え方と手法

9. 委託候補者の選定方法

見積金額が限度額以下で、1次審査及び2次審査の総合点が最も高い応募者を委託候補者として選定する。

10. 失格

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)「5. 参加に関する条件等」の要件を満たさなくなった場合
- (2)見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3)提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4)審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5)応募者が契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6)企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、応募者の負担とする。

12. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。

13. 契約の締結

(1) 契約方法

①審査委員会で選定された最も高い評価を得た応募者(最優秀提案事業者)が、本業務の(随意契約)の委託候補者となる。

②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で委託候補者と交渉を行う。

③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 業務委託契約書

業務委託契約書(案)のとおり

(5) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

①現金の納付

②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険(定額填補特約付)契約の締結

14. 参加の辞退

参加表明書(様式1)を提出したが、やむを得ず参加を辞退する場合、または、提出書類等を期日までに提出しなかった場合は、「辞退届」(様式9)を持参、または郵送にて令和6年8月2日(金)午後5時までに提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。

15. その他

このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例(平成10年3月12日条例第10号)に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

16. 担当部課および連絡先

泉大津市教育委員会事務局教育部生涯学習課(担当:奥野)

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131 FAX 0725-33-0670

E-mail bunkazai-i@city.izumiotsu.osaka.jp

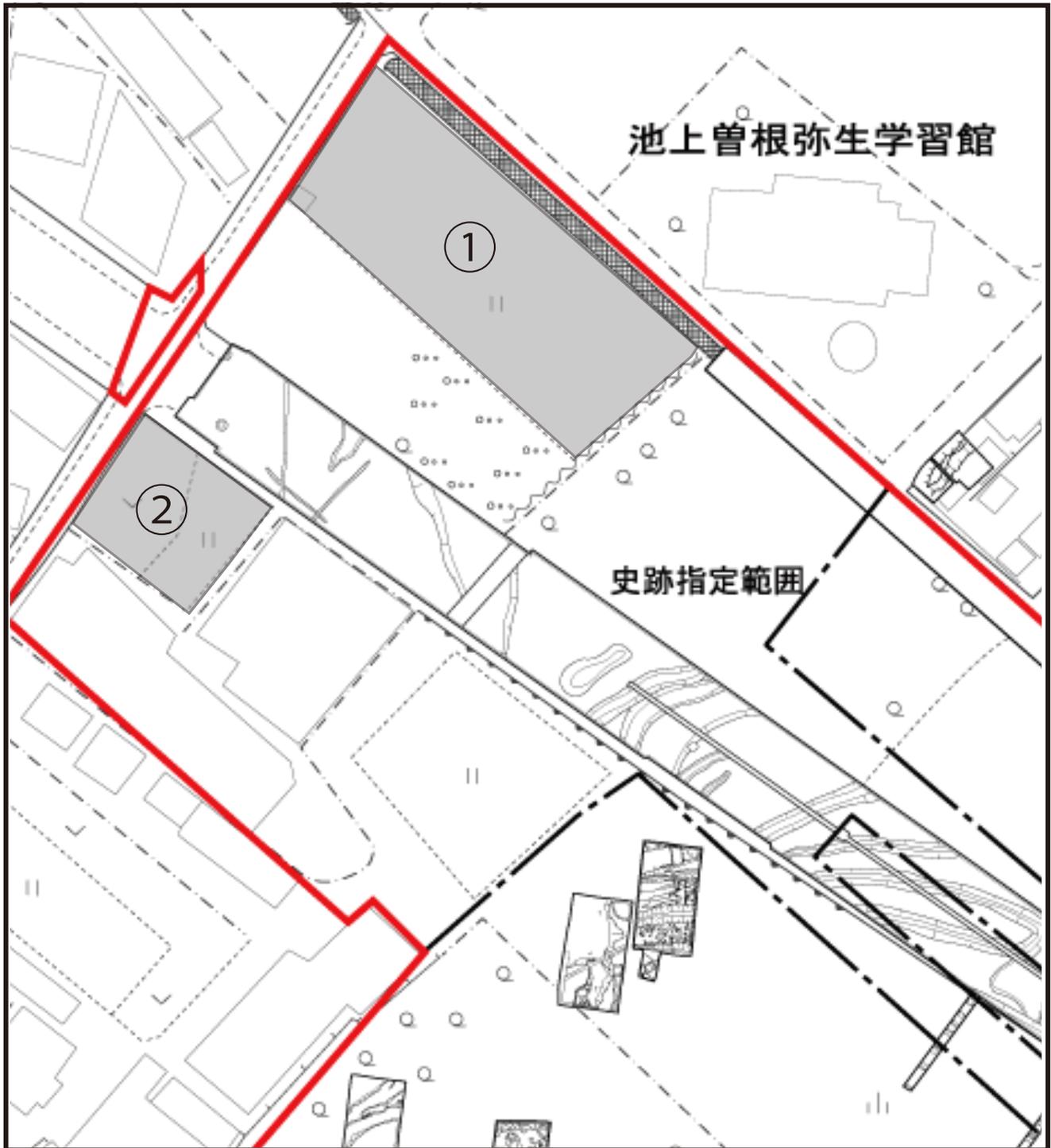
【史跡池上曾根遺跡 全体事業概要】

史跡池上曾根遺跡を「池上曾根遺跡史跡公園」として整備し、
弥生時代の大いなる営みの記憶を伝え 人びとが集う、憩う、学ぶ、そして育つ池上曾根遺跡
をめざし、市民に愛される史跡公園として整備する



『史跡池上曾根遺跡再整備計画』
P101 図5-2 再整備・第2期整備イメージ図(鳥瞰図)

設計対象範囲



令和6年事業対象箇所

- ① 弥生時代の稲作体験ができる「体験水田」として整備
- ② 池上曾根遺跡の海側の入り口として、「出会いの広場」を整備